

「第一種会員における倫理コードの保有及び遵守に関する規則」の一部改正について

新旧対照表

(赤字部分変更)

改 正 案	現 行
<p>規則名 第一種会員における倫理コードの保有及び遵守に関する規則</p>	<p>規則名 会員における倫理コードの保有及び遵守に関する規則</p>
<p>(目的) 第 1 条 本規則は、資金移動業、電子決済手段取引業及び暗号資産取引業の担い手として、社会的責務を負っていることを十分に認識するとともに、国民から信頼されるための健全な社会常識及び倫理感覚を常に保持するほか、求められる専門性への対応及び役職員の倫理の保持に必要な措置を講じ、業務執行の公正さに対する社会からの疑惑又は不信を招く行為の防止を図り、もって第一種会員が担う社会的使命及び役割に係る自己規律の維持及び向上により、資金移動業、電子決済手段取引業及び暗号資産取引業に対する信頼を確保することを目的とする。</p>	<p>(目的) 第 1 条 本規則は、暗号資産取引業の担い手として、社会的責務を負っていることを十分に認識するとともに、国民から信頼されるための健全な社会常識及び倫理感覚を常に保持するほか、求められる専門性への対応及び役職員の倫理の保持に必要な措置を講じ、業務執行の公正さに対する社会からの疑惑又は不信を招く行為の防止を図り、もって会員が担う社会的使命及び役割に係る自己規律の維持及び向上により、暗号資産取引業に対する信頼を確保することを目的とする。</p>
<p>(倫理コードの保有) 第 2 条 第一種会員は、自ら取り扱う資金移動業、電子決済手段取引業及び暗号資産取引業に応じた倫理規範又はそれと同趣旨の規定(以下「倫理コード」という。)を保有するものとする。</p>	<p>(倫理コードの保有) 第 2 条 会員は、自ら取り扱う暗号資産取引業に応じた倫理規範又はそれと同趣旨の規定(以下「倫理コード」という。)を保有するものとする。</p>
<p>(倫理コードの提出) 第 3 条 第一種会員は、前条に基づき保有する倫理コードについて</p>	<p>(倫理コードの提出) 第 3 条 会員は、前条に基づき保有する倫理コードについて、次のいずれかを協会に提出しなければならない。</p>

て、次のいずれかを協会に提出しなければならない。

(1) 当該倫理コードの全文

(2) 当該倫理コードを公表している場合には、その旨並びに公表方法及び閲覧方法を記載した報告書

2 第一種会員は、倫理コードを変更した場合には、前項第1号に掲げるものを協会に提出しているときは、当該変更後の倫理コードの内容を、前項第2号に掲げる報告書を協会に提出しているときは、当該変更した旨（公表方法又は閲覧方法を変更した場合には、変更後の公表方法又は閲覧方法を含む。）を記載した報告書を、遅滞なく、協会に提出しなければならない。ただし、当該変更の内容が、字句の修正など軽微なものである場合は、この限りでない。

(1) 当該倫理コードの全文

(2) 当該倫理コードを公表している場合には、その旨並びに公表方法及び閲覧方法を記載した報告書

2 会員は、倫理コードを変更した場合には、前項第1号に掲げるものを協会に提出しているときは、当該変更後の倫理コードの内容を、前項第2号に掲げる報告書を協会に提出しているときは、当該変更した旨（公表方法又は閲覧方法を変更した場合には、変更後の公表方法又は閲覧方法を含む。）を記載した報告書を、遅滞なく、協会に提出しなければならない。ただし、当該変更の内容が、字句の修正など軽微なものである場合は、この限りでない。

(報告及び説明義務)

第4条 第一種会員は、関連法令等に直接定めはないものの倫理コードに照らして望ましくないものであると判断する事案又は望ましくないものに発展するおそれがあると判断する事案について、自主的に協会に報告するものとする。

2 協会が第一種会員の行動及び慣行に関する事案の発生及び存在を把握した場合（前項による報告を受けた場合を含む。）で、当該事案が関連法令等に直接定めはないものの倫理コードに照らして協会が望ましくないものであると判断するとき又は望ましくないものに発展するおそれがあると判断するときは、当該事案（以下「重大な事案」という。）に係る第一種会員に対し、説明を求めることができる。

(報告及び説明義務)

第4条 会員は、関連法令等に直接定めはないものの倫理コードに照らして望ましくないものであると判断する事案又は望ましくないものに発展するおそれがあると判断する事案について、自主的に協会に報告するものとする。

2 協会が会員の行動及び慣行に関する事案の発生及び存在を把握した場合（前項による報告を受けた場合を含む。）で、当該事案が関連法令等に直接定めはないものの倫理コードに照らして協会が望ましくないものであると判断するとき又は望ましくないものに発展するおそれがあると判断するときは、当該事案（以下「重大な事案」という。）に係る会員に対し、説明を求めることができる。

<p>3 第一種会員は、前項に基づき、協会から重大な事案に係る説明を求められた場合には、法令及び行政当局等公的機関による命令等に反しない範囲で速やかに説明しなければならない。</p>	<p>3 会員は、前項に基づき、協会から重大な事案に係る説明を求められた場合には、法令及び行政当局等公的機関による命令等に反しない範囲で速やかに説明しなければならない。</p>
<p>(社内体制の整備)</p> <p>第6条 第一種会員は、倫理コードを新たに策定又は変更する場合には、取締役会その他これに準ずる意思決定機関の決議により行わなければならない。</p> <p>2 第一種会員は、倫理コードの実効性を確保するため、運用管理の責任者の設置、役職員に対する教育及び研修の実施並びに違反があった場合の対応等、当該会員において必要と認める社内体制の整備を行うものとする。</p>	<p>(社内体制の整備)</p> <p>第6条 会員は、倫理コードを新たに策定又は変更する場合には、取締役会その他これに準ずる意思決定機関の決議により行わなければならない。</p> <p>2 会員は、倫理コードの実効性を確保するため、運用管理の責任者の設置、役職員に対する教育及び研修の実施並びに違反があった場合の対応等、会員において必要と認める社内体制の整備を行うものとする。</p>